

# 平成 29 年 4 月から、西東京市に 建築確認等の業務が移管されました。

西東京市は、建築基準法第 4 条第 2 項の規定による建築主事を置き、特定行政庁となったことに伴い、平成 29 年 4 月より、西東京市内の建築に関する確認・検査等、建築基準法に基づく業務並びに関連業務が西東京市へ移管されました(移管業務の詳細は下記をご参照ください。)。

西東京市におけるご相談、申請及びお問い合わせは、下記にお願いいたします。

記

## ■西東京市の相談・申請・お問い合わせ先

西東京市都市整備部建築指導課

〒202-8555

住所：西東京市中町1-5-1 保谷庁舎4階

TEL：042-438-4026



## ■移管された業務内容

- ①建築物の確認・許可・認定等
- ②違反建築物等の取締り
- ③建設リサイクル法の届出
- ④長期優良住宅の認定
- ⑤低炭素建築物の認定
- ⑥建築物省エネ法に基づく適合性判定・認定等
- ⑦建築計画概要書等の閲覧・台帳記載事項証明書の発行
- ⑧中高層建築物の紛争・予防に関すること
- ⑨道路（位置）の指定・変更・取消に関すること
- ⑩道路（位置）指定申請書の閲覧・写しの交付
- ⑪特定建築物等の定期報告

など

なお、都市計画法第29条に基づく開発行為の許可等については、引き続き、多摩建築指導事務所開発指導第二課にて行います。